

諮問番号：令和 7 年度 諮問第 2 号

答申番号：令和 7 年度 答申第 4 号

## 答 申 書

### 第 1 本審査会の結論

本件請求は、却下すべきである。

### 第 2 主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

処分庁（〇区保健福祉部長）が請求人に対して令和 6 年 4 月 26 日付けで行った、療育手帳（以下「手帳」という。）の再判定（以下単に「再判定」という。）に伴う変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、請求人及びその法定代理人である母は悲痛な思いのため生活の質が低下しており、精神的苦痛の回復を図りたく、また憲法における基本的人権の尊重に抵触しているため、手帳を無効化してほしい。

#### 2 処分庁の主張の要旨

本件処分は、法令等に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

### 第 3 事案の概要

- 1 令和 2 年 3 月 16 日、請求人の父（以下単に「父」という。）は処分庁に対し、手帳の交付申請を行い、その後、処分庁は請求人の手帳の交付決定を行った。
- 2 令和 6 年 3 月 29 日、請求人は、父の付添いの下で、札幌市児童相談所（以下「相談所」という。）において再判定を受けた。
- 3 相談所は、父から、再判定に係る書類の送付先について、父の勤務先を希望する旨を聴取した。その後、相談所は、父から聴取した内容を処分庁に伝えた。
- 4 令和 6 年 4 月 15 日、父は、処分庁に対し、相談所を経由して、再判定に係る申請を行った。

- 5 令和6年4月24日、相談所は、処分庁に対し、請求人の精神遅滞（知的障がい）の程度について軽度と判定した旨の判定書（札幌市療育手帳交付要綱（昭和49年3月20日厚生局長決裁）第3条第1項の判定書をいう。）を送付した。
- 6 令和6年4月26日、処分庁は、本件処分の変更結果通知書（以下「通知書」という。）を父の勤務先に送付した。
- 7 令和6年7月25日、請求人は、本件請求を行った。

#### 第4 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

##### 1 判断

本件処分は、関係法令等の規定に基づいて行われているものであると判断され、処分庁の決定に違法又は不当な点は認められない。

##### 2 審理員審理の経過（日付は、令和6年又は令和7年）

|       |                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 8月28日 | 審査庁（札幌市長）が、請求人が行った審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知       |
| 9月30日 | 処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出                                     |
| 3月24日 | 審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知） |
| 3月28日 | 審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出                                 |

#### 第5 諮問説明書の要旨

##### 1 裁決についての審査庁の考え

本件請求を棄却する。

##### 2 争点及びこれについての審査庁の考え

###### (1) 争点

請求人の知的障がいの程度及び通知書の送付先について

###### (2) 争点についての審査庁の考え

前記第4の1と同旨である。

#### 第6 本審査会調査審議の経過等

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 4月3日  | 審査庁が、本審査会に諮問                   |
| 5月12日 | 請求人が、審査会宛てに主張書面を提出             |
| 7月15日 | 第1回調査審議の実施（令和7年度第2回札幌市行政不服審査会） |

## 第7 本審査会の判断の理由

### 1 行政庁の処分についての審査請求に係る規定について

審査請求は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関して不服申立てを行う制度であり（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第1条第1項）、違法又は不当性の有無が、行政不服審査における審理・判断の対象となる。

### 2 本件請求の適法性について

本件請求においては、請求人の主張書面に「法令における違法、不当な点の有無を論じてはないこと。」「求めているのは「療育手帳の無効化」である。」とあり、請求人が本件処分の違法又は不当性の審理・判断を求めているものでないことは明白である。

よって、本件請求は、その余の点について判断するまでもなく不適法なものであるから、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

なお、請求人の求める「手帳の無効化」は、請求人の配偶者が管理している手帳を市に返還することにより実現できるものと思料される。

令和7年（2025年）7月24日

札幌市行政不服審査会

委員（会長） 片 桐 由 喜  
委員 中 島 正 博  
委員 津 田 智 成